毎週月.水.金曜日発行

富山県報

平成26年３月31日
月　曜　日

号　外(7)

目　　　次

規　　則
○富山県事務委任規則の一部を改正する規則　1
訓　　令
○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令　2

規　　則

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年３月31日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

富山県規則第40号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第２条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号から第18号までを１号ずつ繰り上げ、同条第19号中ム及びメを削り、モをムとし、同号に次のように加える。

メ　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第２条第６項に規定する登録証の再交付をすること。

モ　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第２条第８項の規定による登録証の亡失の届出を受理すること。

ヤ　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第２条第９項の規定による登録証の返納を受理すること。

第２条中第19号を第18号とし、第20号から第34号までを１号ずつ繰り上げ、同条第35号中「若しくは質問」を「質問させ、若しくは収去」に改め、同号を同条第34号とし、同条中第36号を第35号とし、第37号から第41号までを１号ずつ繰り上げ、同条第42号イ中「備考の５の⑴」を「備考の６の⑴」に改め、同号ウ中「備考の５

の⑵」を「備考の６の⑵」に改め、同号を同条第41号とする。

第５条第２号中「備考の５の⑴」を「備考の６の⑴」に改め、同条第３号中「備考の５の⑵」を「備考の６の⑵」に改める。

第６条の２第１号イ中「備考の５の⑴」を「備考の６の⑴」に改め、同号ウ中「備考の５の⑵」を「備考の６の⑵」に改める。

第８条第２号コ中「第47条の４第１項」を「第47条の５第１項」に改め、同号サ中「第47条の４第２項」を「第47条の５第２項」に改める。

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条第42号イ及びウ、第５条第２号及び第３号並びに第６条の２第１号イ及びウの改正規定　公布の日

⑵　第８条第２号コ及びサの改正規定　道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号）附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日

（人 事 課）

訓　　　令

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年３月31日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県訓令第５号

本　庁

出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第20号中「３億円」を「５億円」に改め、同項第22号中「 5,000万円以上の」を「１億円以上又は議会の議決を要する」に改め、同項第25号イ中「３

億円」を「５億円」に改め、同号ウ中「 5,000万円」を「１億円」に、「又は」を「）又は」に、「）の」を「の」に改め、同号エ中「 3,000万円」を「 4,000万円」に改め、同号オ(ｱ)中「３億円」を「５億円」に改め、同号オ(ｲ)中「１億円」を「２億円」に改め、同号オ(ｳ)中「 5,000万円」を「 7,000万円」に改め、同号カ中「１億円」を「２億円」に改め、同号キ中「 5,000万円」を「１億円」に改め、同号コ中「積み立て」を「積立て及び地方債の償還」に改める。

別表第１の１の表部局長専決事項の欄第18号ア中「50万円」を「 100万円」に改め、同号ウ中「 500万円」を「 2,000万円」に、「１件 2,000万円」を「、１件 5,000万円」に改め、「、本庁の庁舎の維持管理に係るものにあつては１件 1,000万円以上」を削り、同号エ中「２億円以上３億円」を「３億円以上５億円」に改め、同号カ中「 1,000万円以上 3,000万円」を「 2,000万円以上 4,000万円」に改め、同号キ(ｱ)中「１億円」を「３億円」に改め、同号キ(ｲ)中「１件 1,000万円以上」を「国庫補助事業に係るものにあつては１件１億円以上、県単独事業に係るものにあつては１件 5,000万円以上」に改め、同号キ(ｳ)中「１億円以上３億円」を「３億円以上５億円」に改め、同号キ(ｴ)中「 1,000万円以上１億円」を「１億円以上２億円」に改め、同号キ(ｵ)中「 1,000万円以上 5,000万円」を「 5,000万円以上 7,000万円」に改め、同号ク中「 1,000万円以上１億円」を「１億円以上２億円」に改め、同号ケ中「 1,000万円以上 5,000万円」を「 5,000万円以上１億円」に改め、同表室課長専決事項の欄中第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号から第25号までを１号ずつ繰り上げ、同欄第26号エ中「50万円」を「 100万円」に改め、同号ケ中「 500万円」を「 2,000万円」に、「 2,000万円」を「 5,000万円」に改め、「、本庁の庁舎の維持管理に係るものにあつては１件 1,000万円未満」を削り、同号サ中「２億円」を「３億円」に改め、同号セ中「 1,000万円」を「 2,000万円」に改め、同号ソ中「 1,000万円」を「 5,000万円」に、「、１件１億円未満」を「１件３億円未満、国庫補助事業に係るものにあつては１件１億円未満」に改め、同号チ中「 1,000万円」を「１億円」に改め、同号ツ中「 1,000万円」を「 5,000万円」に改め、同号を同欄第25号とし、同欄第27号カ中「３億円」を「５億円」に改め、同号を同欄第26号とし、同欄中第28号を第27号とし、第29号から第38号までを１号ずつ繰り上げ、同表出先機関の長専決事項の欄第17号エ中「20万円」を「50万円」

に改め、同号ケ中「 100万円」を「 200万円」に、「 1,000万円」を「 2,000万円」に改め、同号ソ中「 200万円」を「 500万円」に改める。

別表第１の３の表総合県税事務所の相談室長（以下「相談室長」という。）の専決事項の欄第５号ウ中「 100万円」を「 200万円」に改め、同号キ中「 200万円」を「 500万円」に改め、同表土木センターの土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）の専決事項の欄第９号イ中「 100万円」を「 200万円」に、「 1,000万円」を「 2,000万円」に改める。

別表第２の１の表中

「

知事政策局	秘書課		⑴　叙位及び死亡者叙勲の上申に	

」

を

「

知事政策局				首都圏本部 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。 ア　旅費 イ　１件50万円未満の諸費 ウ　１件 500万円未満の負担金、補助及び交付金
	秘書課		⑴　叙位及び死亡者叙勲の上申に	

」

に改め、同表経営管理部文書学術課の項出先機関の長専決事項の欄県立大学第２号ア中「50万円」を「 100万円」に改め、同号ウ中「 200万円」を「 500万円」に改め、同号エ中「 1,000万円」を「 2,000万円」に改め、同表中

「

	財政課	⑴　県費予算の配当	⑴　予算の費目流	東京事務所

「

		に関すること（赴任旅費及び臨時配当に係るものを除く。）。 ⑵　過年度に属する経費の予備費からの支出に関すること。 ⑶　１件20万円未満	用に関すること（室課長の共通専決事項に係るものを除く。）。 ⑵　赴任旅費の配当に関すること。 ⑶　県費予算の臨時配当に関すること。	次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。 ア　旅費 イ　１件50万円未満の諸費 ウ　１件 200万円未満の負担金、補助及び交付金

」

を

「

	財政課	⑴　県費予算の配当に関すること（赴任旅費及び臨時配当に係るものを除く。）。 ⑵　過年度に属する経費の予備費からの支出に関すること。 ⑶　１件20万円未満	⑴　予算の費目流用に関すること（室課長の共通専決事項に係るものを除く。）。 ⑵　赴任旅費の配当に関すること。 ⑶　県費予算の臨時配当に関すること。	

」

に改め、同表経営管理部管財課の項部局長専決事項の欄第３号中「 1,000万円以上 5,000万円」を「 5,000万円以上１億円」に改め、「係るもの」の次に「及び議会の議決を要するもの」を加え、同欄第４号中「 1,000万円以上 5,000万円」を「 5,000万円以上１億円」に改め、「処分（」の次に「議会の議決を要する財産の処分、」を加え、同欄中第７号を削り、第８号を第７号とし、同項室課長専決事項の欄第２号及び第３号中「 1,000万円」を「 5,000万円」に改め、同欄第６号中「１件 1,000万円未満の」を削り、同表生活環境文化部男女参画・ボランティア課

の項中「男女参画・ボランティア課」を「男女参画・県民協働課」に改め、同表厚生部児童青年家庭課の項出先機関の長専決事項の欄児童相談所第１号イ及び富山学園イ並びに同表厚生部障害福祉課の項出先機関の長専決事項の欄黒部学園、砺波学園及び高志学園イ中「 200万円」を「 500万円」に改め、同表厚生部健康課の項部局長専決事項の欄第４号中「第22条の４第４項」を「第21条第４項」に改め、同欄第５号中「第33条の４」を「第33条の７」に改め、同表商工労働部商工企画課の項出先機関の長専決事項の欄工業技術センターア中「50万円」を「 100万円」に改め、同表商工労働部商業まちづくり課の項部局長専決事項の欄第４号中「設立」の次に「及び合併」を加え、同項室課長専決事項の欄中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　事業協同組合の定める共済規程又は火災共済規程の変更又は廃止に関すること。

別表第２の１の表農林水産部農業経営課の項部局長専決事項の欄第13号中「特定利用権又は遊休農地を利用する権利に係る調停、裁定及び賃貸借の解除の承認」を「農地中間管理権（賃借権に限る。）又は利用権に係る裁定」に改め、同欄第16号中「農業基盤強化促進法による農地保有合理化事業規程」を「農業経営基盤強化促進法による農地中間管理機構の事業規程」に改め、同欄中第17号を第22号とし、第16号の次に次の５号を加える。

⒄　農地中間管理事業評価委員会の委員の任命の認可に関すること。

⒅　農地中間管理機構の役員の選任及び解任の認可並びに解任命令に関すること。

⒆　農地中間管理事業規程の認可に関すること。

⒇　農用地利用配分計画の認可に関すること。

㉑　農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「農地中間管理事業法」という。）による報告の徴収及び立入検査に関すること。

別表第２の１の表農林水産部農業経営課の項室課長専決事項の欄第１号中「定款」

の次に「及び共済規程」を加え、同欄第５号中「農業共済の地域基準共済掛金率」を「農業共済組合の行う共済事業ごとの危険段階基準共済掛金率等」に改め、同欄第６号中「農業共済又は地域別危険階級」を「畑作物共済の危険階級の別等」に改め、同欄第13号の次に次の６号を加える。

⒁　農地中間管理機構の事業計画及び収支予算の認可に関すること。

⒂　農地中間管理事業法第13条の規定による必要な命令に関すること。

⒃　農地中間管理事業法による農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認に関すること。

⒄　農地中間管理事業法による農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除の承認に関すること。

⒅　農地中間管理事業に係る業務の委託の承認に関すること。

⒆　農地中間管理事業法による信託法の特例に関すること。

別表第２の１の表土木部管理課の項部局長専決事項の欄第４号中「 1,000万円以上 5,000万円」を「 5,000万円以上１億円」に改め、「処分」の次に「（議会の議決を要するものを除く。）」を加え、同欄第６号中「 1,000万円以上 5,000万円」を「 5,000万円以上１億円」に改め、「処分」の次に「（議会の議決を要するものを除く。）」を加え、同項室課長専決事項の欄第５号及び第６号中「 1,000万円」を「 5,000万円」に改め、同項出先機関の長専決事項の欄中第 126号を第 131号とし、第 125号を第 130号とし、第 124号を第 129号とし、同欄第 123号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同号を同欄第 128号とし、同欄中第 122号を第 127号とし、第 102号から第 121号までを５号ずつ繰り下げ、同欄第 101号中「第10条」を「第19条」に改め、同号を同欄第 105号とし、同号の次に次の１号を加える。

(106)　耐震改修促進法第22条及び第25条の規定による認定（富山県建築基準法施行規則別表第１第２項(ｳ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関すること。

別表第２の１の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第 100号中「第８条及び第９条」を「第17条及び第18条」に改め、同号を同欄第 104号とし、同欄第99号中「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第７条」を「耐震改修促進法第15条及び第27条」に改め、同号を同欄第 102号と

し、同号の次に次の１号を加える。

(103)　耐震改修促進法第16条の規定による指導及び助言（富山県建築基準法施行規則別表第１第２項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関すること。

別表第２の１の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第98号の次に次の３号を加える。

(99)　建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第７条及び附則第３条の規定による報告書の受理（富山県建築基準法施行規則別表第１第２項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関すること。

(100)　耐震改修促進法第12条（附則第３条第３項において準用する場合を含む。）の規定による指導、助言及び指示（富山県建築基準法施行規則別表第１第２項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関すること。

(101)　耐震改修促進法第13条（附則第３条第３項において準用する場合を含む。）及び第24条の規定による報告の徴収及び立入検査（富山県建築基準法施行規則別表第１第２項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関すること。

別表第２の１の表土木部道路課の項部局長専決事項の欄第４号中「第47条の３」を「第47条の４」に改め、同欄中第18号を第19号とし、第５号から第17号までを１号ずつ繰り下げ、同欄第４号の次に次の１号を加える。

(5)　道路法第72条の２の規定による車両の所有又は通行に係る報告及び立入検査に関すること。

別表第２の１の表土木部河川課の項出先機関の長専決事項の欄ダム管理事務所第１号イ中「 200万円」を「 500万円」に改め、同表土木部都市計画課の項部局長専決事項の欄中第１号から第３号までを削り、第４号を第１号とし、第５号から第26号までを３号ずつ繰り上げ、同表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄中第45号を第50号とし、第25号から第44号までを５号ずつ繰り下げ、同欄第24号中「第10条」を「第19条」に改め、同号を同欄第28号とし、同号の次に次の１号を加える。

(29)　耐震改修促進法第22条及び第25条の規定による認定に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

別表第２の１の表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄第23号中「第８条及び第９条」を「第17条及び第18条」に改め、同号を同欄第27号とし、同欄第22号中

「第７条」を「第15条及び第27条」に改め、同号を同欄第25号とし、同号の次に次の１号を加える。

㉖　耐震改修促進法第16条の規定による指導及び助言に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

別表第２の１の表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄第21号の次に次の３号を加える。

㉒　耐震改修促進法第７条及び附則第３条の規定による報告書の受理に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

㉓　耐震改修促進法第12条（附則第３条第３項において準用する場合を含む。）の規定による指導、助言及び指示に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

㉔　耐震改修促進法第13条（附則第３条第３項において準用する場合を含む。）及び第24条の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

別表第２の１の表出納局総務会計課の項部局長専決事項の欄及び同項室課長専決事項の欄第７号中「 1,000万円」を「 2,000万円」に改める。

別表第２の６中「第 106号から第 112号まで、第 117号ウ及び第 123号」を「第 111号から第 117号まで、第 122号ウ及び第 128号」に改める。

別表第３の⑵の表中

「

広域消防防災センター所長		副所長	消防学校長		

」

を

「

首都圏本部長		本部長があらかじめ第１順位者として指定する職員	本部長があらかじめ第２順位者として指定する職員		
広域消防防災センター所長		副所長	消防学校長		

」

に、

「

大学事務局の課長		課長補佐	主務係長	
東京事務所長		所長があらかじめ第１順位者として指定する職員	所長があらかじめ第２順位者として指定する職員	

」

を

「

大学事務局の課長		課長補佐	主務係長	

」

に改める。

別表第４第２項第３号及び第４号を次のように改める。

(3)　１件 5,000万円未満の経費

ア　委託料（公共事業等に係るものに限る。）

イ　工事請負費

(4)　１件 500万円未満の経費

ア　委託料（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年富山県条例第 108号）において定める契約のうち翌年度以降にわたり締結する契約（以下「長期継続契約」という。）に係るもの及び公共事業等に係るものを除く。）

イ　公有財産購入費（公共事業等に係るものを除く。）

ウ　備品購入費

エ　負担金、補助及び交付金（国庫補助事業に係るものに限る。１件 500万円以上であつても、県が構成員となつている団体に対する負担金、国庫支出金の交付申請が回議済みのもの、国庫委託金に係る市町村交付金及び法律又は条例で支出を義務づけられているものにあつては、回議を省略することができる。）

オ　補償及び補填金（公共事業等に係るものを除く。）

別表第４第２項第５号を削り、同項第６号アを削り、同号イ中「公共事業等」を「県単独事業」に、「を除く」を「に限る」に、「国庫委託金に係る市町村交付金」を「市町村又は関係団体に対するもので財政課長が別に定めるもの、国から交付を受けた補助金又は交付金のみを基金に属する財産とする基金を財源に充てる事

業に係るもの」に改め、同イを同号アとし、同号中ウを削り、エをイとし、オをウとし、同号を同項第５号とし、同項第７号を同項第６号とし、同項第８号タ中「積み立て」を「積立て及び国から交付を受けた補助金又は交付金のみを基金に属する財産とする基金への当該補助金又は交付金の積立て」に改め、同号を同項第７号とし、同項第９号ア中「50万円」を「 100万円」に改め、同号を同項第８号とし、同項中第10号を第９号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

別表第４第４項第１号中「３億円」を「５億円」に改め、同項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、同項第４号中「 3,000万円」を「 4,000万円」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号を削り、同項第２号アを削り、同号イ中「積立て」の次に「及び地方債の償還」を加え、同イを同号アとし、同号ウを同号イとし、同号に次のように加える。

ウ　公有財産購入費（１件１億円以上であつても、公共事業等に係る１件１億 5,000万円未満のもの（議会の議決を要するものを除く。）及び債務負担行為に基づくものにあつては、回議を省略することができる。）

エ　補償及び補填（てん）金（１件１億円以上であつても、公共事業等に係る１件２億円未満のものにあつては、回議を省略することができる。）

別表第４第４項中第２号を第３号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑷　１件 7,000万円未満の負担金、補助及び交付金（第４条第１項第25号オ㈹に該当するものを除く。１件１億円以上であつても、公共事業等に係る１件５億円未満のもの、国庫補助事業に係る１件２億円未満のもの、直轄事業費負担金に係るもの並びに債務負担行為に基づく元利償還金補助金及び利子補給金に係るものにあつては、回議を省略することができる。）

別表第４第４項第１号の次に次の１号を加える。

⑵　１件２億円未満の貸付金

別表第４第５項第１号中「２億円」を「３億円」に改め、同項中第６号を第９号とし、第５号を第８号とし、第４号を第７号とし、第３号を削り、同項第２号中アからエまでを削り、オをアとし、同号カ中「積立て」の次に「及び地方債の償還」を加え、同カを同号イとし、同号キを同号ウとし、同号を同項第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑹　１件　500万円未満の備品購入費（１件　500万円以上であつても、競争入札に係る１件　2,000万円未満のものにあつては、回議を省略することができる。）

別表第４第５項第１号の次に次の３号を加える。

⑵　１件１億円未満の貸付金

⑶　１件　5,000万円未満の経費

ア　公有財産購入費（１件　5,000万円以上であつても、公共事業等に係る１件１億円未満のものにあつては、回議を省略することができる。）

イ　負担金、補助及び交付金（１件　5,000万円以上であつても、直轄事業費負担金及び公共事業等に係る１件３億円未満のもの並びに国庫補助事業に係る１件１億円未満のものにあつては、回議を省略することができる。）

ウ　補償及び補填(てん)金（１件　5,000万円以上であつても、公共事業等に係る１件１億円未満のものにあつては、回議を省略することができる。）

⑷　１件　2,000万円未満の委託料（１件　2,000万円以上であつても、公共事業等に係る１件　5,000万円未満のものにあつては、回議を省略することができる。）

別表第４第６項第１号中「２億円」を「３億円」に改め、同項第２号アからエまでの規定以外の部分及び同号ア中「 1,000万円」を「 5,000万円」に改め、同号イ中「 1,000万円」を「 5,000万円」に、「１億円」を「３億円」に改め、「もの」の次に「並びに国庫補助事業に係る１件１億円未満のもの」を加え、同号ウ中「 1,000万円」を「 5,000万円」に改め、同号エを削り、同項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号を削り、同項第３号ア中「 1,000万円」を「 2,000万円」に改め、同号イ中「 1,000万円」を「１億円」に改め、同号ウ中「積立て」の次に「及び地方債の償還」を加え、同号に次のように加える。

エ　委託料（１件　500万円以上であつても、公共事業等に係る１件　5,000万円未満のものにあつては、回議を省略することができる。）

別表第４第６項中第３号を第４号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑸　１件　100万円未満の繰出金（１件　100万円以上であつても、自動車税、自動車取得税、狩猟税及び一般会計に属する地方債の償還に係るものにあつては、回議を省略することができる。）

別表第４第６項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　１件 1,000万円未満の基金（現金の運用及び有価証券の購入を除く。）

附　則

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。ただし、別表第２の１の表土木部道路課の項部局長専決事項の欄の改正規定は、道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号）附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（人 事 課）

平成26年３月31日印刷発行
発　行　富　　山　　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番